



令和2年度 磯子区版保育所等利用案内

磯子区にお住まいの方で、保育所等（認可保育所・認定こども園（保育利用）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠））の申請をする方への簡易案内です。

【重要】

本区版案内は、あくまでも「横浜市保育所等利用案内」の補助のためのものです。本案内では、簡略化して記載している部分があります。必ず「横浜市保育所等利用案内」をよく読んでください。

もくじ	
1 令和2年4月申請……………P2	3 利用申請上の注意事項……………P3
2 令和2年例月(5月以降)申請……………P3	4 よくあるご質問……………P4

◎申請先

	提出方法	提出先	期限
4月一次申請	郵送	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター	令和元年11月8日（金） 消印有効
	障害児保育・お子さんの発達に心配がある場合	磯子区こども家庭支援課 （区役所5階 2番窓口）	令和元年11月11日（月）～ 15日（金） ☎750-2475 に事前相談（予約制）が必要 事前相談は令和元年10月15日（火）～17日（木）に窓口で実施
	市外の保育所等を申請する場合		希望する保育所等のある市区町村の締切日の一週間以上前
4月二次申請以降	郵送	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区こども家庭支援課 保育担当	二次申請： 令和2年2月10日（月）必着 5月入所以降： 横浜市保育所等利用案内 P10 参照
	窓口	磯子区こども家庭支援課 （区役所5階 2番窓口）	

※提出期限を待たず、早めの提出に御協力ください。

※4月一次申請の窓口申請は、障害児保育・市外保育所等申請のみ対象です。それ以外の方は郵送でご提出ください。

◎問合せ先

書類の書き方・受付の日程等の一般的なお問合せ	専用ダイヤル 午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む） 電話：045-664-2607 FAX：045-840-1132 開設期間：令和2年1月26日（日）まで （ただし令和元年12月28日から令和2年1月3日は除く）
その他のお問合せ	磯子区こども家庭支援課保育担当 午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ） 電話：045-750-2435 FAX：045-750-2540

1 令和2年4月申請

(1) 一次申請

一次申請については、原則郵送申請です。ただし、「(B) 窓口申請の方」に当てはまる方は窓口で申請してください。

(A) 郵送申請の方

締切日：11月8日（金）消印有効

必要書類：横浜市保育所等利用案内P15～18をご覧ください。

専用封筒で「認定・利用調整事務センター」あてにお送りください。

※希望施設・事業の変更・追加は、11月15日（金）まで（郵送の場合は必着）です。

※追加（不足）書類の締切日は、11月29日（金）消印有効です。「認定・利用調整事務センター」あてにお送りください。締切日以降の消印となっている追加（不足）書類は、一次申請の対象とはなりません。二次申請以降の対象となります。

(B) 窓口申請の方

下記（ア）～（イ）に該当する方は、一次申請であっても必ず窓口で申請してください。

（ア）障害児保育を希望する場合・お子さんの発達にご心配がある場合

こども家庭支援課の障害児保育担当（TEL：750-2439）に事前に連絡し、こども家庭支援課の窓口で必ず事前相談をしてください。

事前相談は予約制 10/15（火）～10/17（木）

その上で、窓口受付期間【11/11（月）～11/15（金）】に申請してください。希望施設・事業欄には、事前に調整した保育所等のみ記入してください。

（イ）横浜市外の保育所等を申請する場合

希望する保育所等に1つでも横浜市外のものが含まれている場合は、郵送申請はできません。希望する保育所等のある市区町村の締切日の一週間以上前に、磯子区こども家庭支援課の窓口で申請してください。

あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に「締切日」「提出書類（市区町村で独自に定めている提出物もあります。）」「その他注意すべき点（最新の課税証明書が必要か。転居予定なら、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）が必要か」等を確認してください。（市内施設との併願の場合の申請締切日は11月15日（金）です。）

結果通知：令和2年1月27日（月） 区役所より発送予定

参考

横浜市外にお住まいの方で、令和2年3月31日までに横浜市内に転居予定のない方は、二次申請からの受付となります。市外からの申請には、お住まいの市区町村が指定する書式のほか、最新の課税証明書をご用意ください。横浜市内に転居予定であれば、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）もご用意ください。横浜市の締切日（11月15日必着）に十分余裕をもって、お住まいの市区町村の窓口で申請してください。

(2) 二次申請

申請期間：令和2年1月6日（月）から令和2年2月10日（月） **必着**

郵送：「磯子区こども家庭支援課 保育担当」あて

窓口：磯子区こども家庭支援課の窓口（区役所5階2番）

必要書類：横浜市保育所等利用案内P15～18をご覧ください。

結果通知：令和2年3月9日（月） 区役所より発送予定

※希望施設・事業の変更・追加及び追加（不足）書類の締切日は2月10日（月）**必着**です。

2 令和2年例月(5月以降)申請

申請期間：横浜市保育所等利用案内P10をご覧ください（郵送の場合は**必着**）。

郵送：「磯子区こども家庭支援課保育担当」あて

窓口：磯子区こども家庭支援課の窓口（区役所5階2番）

必要書類：横浜市保育所等利用案内P15～18をご覧ください。

結果通知：各締切月下旬発送予定

※希望施設・事業の変更・追加及び追加（不足）書類の締切日は申請締切日と同日です。

※令和2年4～8月申請をし、令和2年1月2日以降に横浜市へ転入された方について、9月以降の利用調整時には令和2年度住民税課税証明書をご提出ください。申請締切日までに提出がない場合には、利用調整で劣後する場合があります。

3 利用申請上の注意事項

(1) 受入月齢について

- ・受入月齢に到達した翌月からその保育所等を申請・利用できるようになります。
例. 「6か月から」となっている施設に4月から申請する場合、4月1日の時点で満6か月に到達している必要があります。
- ・受入月齢を満たしていない保育所等を希望している場合は、当該保育所等の申請については無効となり、それ以下の希望順位の保育所等については希望順位が1つずつ繰り上がります。受入月齢に到達し利用を希望する場合は、改めて希望園追加の申請が必要です。

(2) 利用希望施設・事業欄について

- ・施設・事業名は、お配りしている「磯子区認可保育施設・事業一覧」にあるとおりにご記入ください。正しく記載されていない場合、ご希望の施設・事業で利用調整できない可能性があります。系列園など、特にご注意ください。

【記載誤りの多い施設・事業】

例1：“にじいろ保育園磯子”・“にじいろ保育園新杉田”・“にじいろ保育園洋光台”

例2：“磯子おひさま保育園”・“横浜おひさま保育園”・“森おひさま保育園”

例3：“根岸星の子保育園”・“原町星の子保育園”・“西町星の子保育園”

例4：“アスク新杉田保育園”・“アスク新杉田駅前保育園”

例5：“杉田保育園”・“杉田幼稚園”

例6：“太陽の子磯子保育園”・“太陽の子磯子第二保育園”

(3) 就労(予定)証明書について

- ・勤務先から就労(予定)証明書を記載してもらったあと、記載漏れや記載誤りがないか必ずご自身でご確認ください。「就労時間」「就労実績」の記載がないと就労ランクでの判定ができません。
- ・勤務先による就労(予定)証明書記載事項の記載漏れや記載誤りが申請後判明した場合でも、締切日までに書類の再提出がなければ、審査内容の変更には応じられません。
- ・育児休業中に申請をする場合は、就労(予定)証明書の「⑩育児休業」の育休終了可の✓が必須です。不可に✓がある場合、審査できません。

(4) 健康状況等について(利用申請書裏面)

- ・健診時の指摘事項、発達上の心配事等各項目について正確に記入してください。利用内定後に新たに健康状況についてわかった内容によって、内定先の保育施設・事業がお子さんを安全に保育できないと判断した場合、利用内定の取消をすることがあります。

(5) その他

- ・締切日を過ぎて提出された書類は、翌月分からの申請書類として受理いたします。

4 よくあるご質問

Q 1 磯子区の保育所等と他区の保育所等を同時に申請することはできますか？

A できます。お住まいの区でまとめて申請してください。

Q 2 平成 31（令和元）年度利用申請をしているのですが、令和 2 年度は別途申請する必要がありますか？

A 必要です。ただし、令和 2 年 4 月からの利用申請をした後、令和元 年 12 月～令和 2 年 3 月からの利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和 2 年 4 月からの利用申請を取上げていただく必要があります。

Q 3 育児休業を取得中に、きょうだい児を保育園に通わせることはできますか？

A 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請はできません。ただし、既に保育所等を利用しているお子さんについては利用継続できることがあります。詳細は横浜市保育所等利用案内 P 29 をご覧ください。

Q 4 育児休業中で認可保育所を利用していますが、転園することはできますか？

A 転園申請をすることは可能ですが、転園した場合には新しい施設・事業に入所した翌月 1 日までに復職する必要があります。育児休業を継続することはできませんので、ご注意ください。

Q 5 きょうだいで申請する場合、書類はコピーで代用可能ですか？

A 申請書はそれぞれのお子さんの分を記入していただきますが、就労（予定）証明書等の保育を必要とすることを証明する書類は原本 1 部あれば結構です。なお、年齢の一番低い子に原本を添付し、他の子にはコピーを添付してください。

Q 6 令和 2 年度利用申請に使用した就労（予定）証明書を、平成 31（令和元）年度利用申請に使用することはできますか？

A できません。各々、別申請のため、それぞれ必要書類を提出する必要があります。

Q 7 同じ保育所の利用調整で、第 1 希望の人と第 5 希望の人ではどちらが優先されますか？

A 希望順位ではなく、ランクが高い方が優先となります。例えば、ある保育所を、「A ランクで第 5 希望の方」と「B ランクで第 1 希望の方」で利用調整した場合、A ランクの方が優先されます。希望順位を上げれば入りやすくなるわけではありません。

Q 8 一次申請で保留になってしまったのですが、二次申請には別途申請が必要ですか？

A 必要ありません。一次申請で保留になった方については、取下をしない限りそのまま二次利用調整にかかります。磯子区以外の近隣区の保育所等を希望施設・事業に追加することや、横浜保育室等の認可外保育施設を利用することもご検討ください。

Q 9 出生前の子の申請はできますか？

A 令和 2 年 4 月一次申請に限り仮の申請をすることができます。但し、令和 2 年 2 月 4 日（火）までに出産し、出生後、令和 2 年 2 月 10 日（月）までに正式申請をすることが必要です。保育所等の受入月齢を確認の上申請してください。

※別紙「出生前児童の新規利用仮申請のご案内」をよくお読みください。

Q 10 現在育児休業中で保留になってもよいと思っています。利用調整の優先順位を下げることはできますか？

A 利用申請書「B」の最下段にある「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の欄にチェックを入れることで優先順位を下げるすることができます。